

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問内容	回答
1								今回の5年間のスモールスタートには計画修繕以外に緊急工事が含まれているが、第2期事業には緊急工事以外に長寿命化を目的とした修繕工事を含める予定でしょうか。	スモールスタート期間の検証結果や事業者提案に基づいて、緊急工事以外の長寿命化を目的とした修繕工事を、第2期事業以降の計画に反映させる予定としております。
2								本事業の業務実績として、コリンズやテクリスへの技術者の登録は可能でしょうか。又、難しい場合、事業者が必要な際に、県として本事業で実施した施工・設計(調査・点検を含む)について、実績を書面で認めて頂くことは可能でしょうか。	コリンズ登録は事前申請により可能ですが、テクリスへの登録はできないこととなっています。県として本事業で実施した施工・設計(調査・点検を含む)について、実績を書面で認めることは現時点では考えておりません。
3	実施方針	2	第1	1	7)			対象橋梁一覧における詳細範囲を御教示ください。(アプローチの範囲、土工部の幅、下部工の範囲など)	要求水準書(案)添付資料⑨の各橋梁の維持管理要領書に記載された全ての部材(機械、電気設備を含む)が事業の対象です。
4	実施方針	3	第1	1	9)	①	事業者の収入	業務に対する対価は、「あらかじめ定める額」となっていますが、この定める額では要求水準を満足しない場合は、県と協議して、変更追加が認められるのでしょうか。	各部材がⅢ判定に相当する状態とならないことを求めています。既にⅢ判定の状態であるものや、本事業で実施する点検等で新たにⅢ判定が見つかったものについてはこの限りではない(事業者は責を負わない)ことを要求水準書に明記しています。変更追加が生じうるのは緊急性の高い修繕工事であり、伊王島大橋、大島大橋を対象として状況を判断した上で実施する可能性があります。
5	実施方針	3	第1	1	9)	①②	事業者の収入及び負担等	マネジメント業務費以外の各業務に係る対価の年額は、契約当事者となる選定事業者の提案金額をもとに予算化されるという理解でよいでしょうか。	提案内容及び見積金額をもとに、選定された事業者との契約協議により予算、サービス対価の年度割を決定する予定です。
6	実施方針	3	第1	1	9)	①②	事業者の収入及び負担等	マネジメント業務費以外の各業務に係る対価について、当初予定していた施工範囲(数量等)に変動があった場合、どのように取扱うご予定でしょうか。	県が過年度に実施した補修設計等の既往成果が存在するものについては、当該成果の数量等の差分によりサービス対価を調整します。過年度の設計成果等が存在しないものについては、本事業で実施する設計をベースに数量を確定させ、現在想定している概算費との差分等からサービス対価を調整する予定です。
7	実施方針	3	第1	1	9)	①	事業者の収入	県の支払は年度毎の予算の範囲内と記載されていますが、イ～キについて出来高が予算を上回った場合は、支払額は予算の範囲を上限とすることになるのでしょうか。県予算の上限を超えた出来高は翌年度の支払いとなるのでしょうか。また、支払いはどのタイミングで行われるのでしょうか。	提案内容及び見積金額をもとに、選定された事業者との契約協議により予算、サービス対価の年度割を決定する予定です。よって、契約額が変更とならない限り、支払額は予算の範囲が上限となります。また、支払のタイミングについては、公告時に提示します。
8	実施方針	3	第1	1	9)	①	事業者の収入	募集要項を公表される際に、ア～キ、特に現時点では実施内容が想定となる工、オ、カ、キについて、入札する業務費を算出するための「入札時積算数量表(仮称)」など、積算のための資料を開示していただきたい。	要求水準書(案)(添付資料含む)をもとに、見積価格を算定してください。
9	実施方針	4	第1	2	1)		選定基準	従来型の事業として実施した場合の事業費は、ご提示いただけるのでしょうか。また従来型の事業費には、県職員の人件費等も含まれて算出されるのでしょうか。	特定事業の選定時に公表予定です。従来型の事業費には、県職員の人件費等も含まれます。
10	実施方針	4	第1	2	2)		選定方法	現在価値に換算する場合の社会的割引率は、どの様に想定されるのでしょうか。	国債の利回りの平均値などを用いる想定です。
11	実施方針	8	第2	3	1)	①	プロポーザル参加者の構成等	SPC、もしくはマネジメント企業の人員体制について貴県への常駐要件はあるのでしょうか。	常駐要件はありません。
12	実施方針	8	第2	3	1)	④	各業務を担う企業数の制限等	修繕工事業務を担当する企業は、工事企業(鋼構造)、工事企業(塗装)、工事企業(一般土木)を各々2者が担当でき、最大6者が担当可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	実施方針	8	第2	3	1)	①	参加者の構成	SPC設立を要件とされていますので、SPCの設立や運営のための費用も、本事業全体の間接費という位置づけで、県が負担いただきたい。	ご意見として承ります。
14	実施方針	11	3)	②	エ	橋梁点検業務に係る同種実績	・橋梁(支間長200m以上)の点検業務	官公庁業務のみの実績でしょうか。民間業務も含む実績でしょうか。	実施方針P.9に示す、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、又は公益法人が発注した業務となります。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問内容	回答
15	実施方針	11	3)	②	工	橋梁点検業務に係る同種実績	・橋梁(支間長200m以上)の点検業務	設計業務内で実施した詳細調査業務は点検業務と解釈してよろしいでしょうか。	道路法で規定された5年に1度の近接目視点検もしくはそれと同等の点検業務を想定しております。
16	実施方針	15	第2	3	4)		県の入札参加資格を有しない者の参加	下請人に対しては、参加資格確認の基準日における入札参加資格の有無は問わないという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、要求水準書(案)P13に記載のとおり、「事業者は、業務を行うにあたり、県内の下請負人を優先的に活用すること。」としております。詳細は「長崎県建設工事共通仕様書(令和7年4月) 共-1-40」をご確認ください。
17	実施方針	16	第2	4	1)		事業提案書の使用	「…条例に基づき、県は事業提案書の全部又は一部を使用できるものとする。」とあります。県が事業提案書を使用して外部等へ開示する際には、事業者との合意を経たうえで対応されることを希望します。	参加者の承諾を得た上での開示とします。 実施方針を修正します。
18	実施方針	16	第2	5	1)		事業契約の手続き	事業契約については、点検から工事監理までを一括発注であり、工事を含めて一つの契約になるという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	実施方針	18	第3	3				事業者の財務状況把握とは、SPC財務状況かでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	実施方針	18	第3	5			モニタリングの結果の活用	詳細なモニタリングの方法及び内容についてはモニタリング手順書で明らかにすると記載されていますが、モニタリング手順書はどのタイミングで入手できますか。	公告時に公表予定です。
21	実施方針	23	別紙1				契約スキーム図	事業の元請はSPCですか、コンソーシアム各企業でしょうか。 ・事業内での事故や災害に対するコンソーシアム内リスク分担 ・コリンズやテクリスへの登録	事業契約はSPCと県の間で締結となります。 業務や工事に伴う事故に対する保険加入は、コンソーシアム構成企業間でのリスク分担に対する判断によります。自然災害や火災等に対しては、県が加入する保険(共済)でカバーします。 コリンズ登録は事前申請により可能ですが、テクリスへの登録はできないこととなっています。
22	実施方針	24	別紙2	リスク分担表	共通	5.事業中止・延期リスク	県の事由による事業の中止・延期・遅延	県が、事業者に発生した費用を払う場合は、実費に加え間接経費や期待利益まで含んでいただけるのでしょうか？	事業者に発生した追加費用又は損害について、県は合理的な範囲で負担することとなります。
23	実施方針	25	別紙2	13			リスク分担表 不可抗力リスク	地震・風水害等の自然災害による不可抗力リスクに関しても、「軽微な範囲」については公共土木施設災害復旧事業国庫負担法第6条(第4, 5号を除く)が準用されるとの理解でよいでしょうか。	地震・風水害等の自然災害に関しては、リスク分担に示すように、公共土木施設災害復旧事業査定方針第3(二)から(四)の規定に該当する(災害復旧事業の採択に該当する)ものは県負担、該当しない軽微なものを事業者負担と定めています。
24	実施方針	27	別紙2	25			リスク分担表 性能リスク	瑕疵担保期間は工事完了から2年間とされることが一般的と認識しておりますが、本事業では事業終了日から2年間とされる背景をご教示ください。	本事業は建設工事よりも維持管理に主眼を置いた業務であり、事業者側に負っていただくのは「要求水準に従って業務実施していなかったことによる瑕疵」と定義しています。 適切な維持管理が行われている状態で、経年等で生じた損耗、破損等は瑕疵ではなく、維持補修の対象であり、県が支払うサービス対価によって補修等を行っていただくこととなります。
25	実施方針	27	別紙2				リスク分担表 (備考)	「分担表に記載されていないリスクについては、双方の協議により決定するもの」とありますが、その協議～決定までのプロセスをご教示いただけませんか。	事業契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、または解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、県及び事業者が誠実に協議のうえ、対応を決定することとなります。
26	実施方針	11～12	第2	3	3)	②③④	参加資格要件	本事業における事業所、営業所の定義の違いをご教示ください。例えば点検・診断企業、設計企業、工事監理企業については長崎県内に事業所がある場合は満たすのでしょうか。	本事業における事業所と営業所の定義は同じであるため、営業所に修正します。
27	実施方針	11～12	第2	3	3)	②③④	参加資格要件	マネジメント企業の参加資格要件として求められるR7、8年度の入札参加申請登録については、登録業種種別の指定はないという理解でよいでしょうか。指定がある場合には該当する業種種別をご教示ください。	実施方針P9に記載のとおり、鋼構造及びコンクリート部門と道路部門の両方の登録を有する必要があります。
28	要求水準書(案)	4	第2	1	1)			対象橋梁一覧における詳細範囲が不明です。明記や図示をお願いします。(アプローチの範囲、土工部の幅、下部工の範囲など)	要求水準書(案)添付資料⑨の各橋の維持管理要領書に記載された全ての部材(機械、電気設備を含む)が事業の対象です。
29	要求水準書(案)	7	第2	2	3)			契約期間は事業期間と同じ5年となるのでしょうか。単年契約でしょうか。出来高や設計変更、清算に関して詳述をお願いします。	5年間の一括契約であり、設計変更が生じた場合は、契約変更により対応します。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問内容	回答
30	要求水準書(案)	9	第2	4	表―3	県民・利用者等への周知・広報等	本事業以外での交通規制等の周知・広報	県と事業者双方に〇がついていますが、どのような事柄を想定されているのでしょうか。また、その場合の県・事業者の分担はどうなるのでしょうか。	本事業の工事対象とならない5橋に関する規制等の周知・工法に関し、事業者に協力を求める場合があります。
31	要求水準書(案)	9	第2	4			表-3 庁内・議会・国等の合意形成と予算措置	「■本事業に関するマネジメント」の小項目「本事業に関する説明資料作成補助 ※最大で年4回(議会前)」は民間の分担となっていますが、当該業務で事業者に期待されている業務は、説明資料の作成に必要なデータ等の提供との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	要求水準書(案)	9	第2	4			表-3 庁内・議会・国等の合意形成と予算措置	「■本事業に関するマネジメント」の小項目「本事業に関する説明資料作成補助 ※最大で年4回(議会前)」について、想定される業務期間(例:議会の2ヵ月前から)があればご教示ください。	各議会の2ヵ月前から1週間程度を見込んでおります。
33	要求水準書(案)	10	第2	4	表―3	システム等の情報管理	その他システムの更新・運用・活用	橋梁維持管理システム本体の保守、機能更新、ライセンス管理は県の分担となっていますが、その他システムの更新・運用・活用は事業者の分担となっています。その他システムとは何が対象となるのでしょうか、またシステム更新とは、データ更新で良いのか、それともソフト更新も含まれるのかなど、どの程度の業務なのでしょう。	その他システムとは、本事業の実施に際し、必要に応じて事業者が独自で用意するものを想定します。そのため、システムの更新等も事業者の判断となります。
34	要求水準書(案)	11	第2	4	表-3			詳細調査(診断)業務に関して、『必要性が生じた場合』とあり、当初の費用計上は対象外で、実施後の費用清算となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	要求水準書(案)	13	第2	6				補助金申請手続きの補助が業務に含まれるが、補助内示が低かった場合、事業実施内容に変化がでる可能性はありますか。	国費に関わらず、県としての債務負担行為を設定しており、原則として、補助内示に影響されないよう進める予定です。
36	要求水準書(案)	13	第2	10				保険の加入に対して、SPCもしくは各コンソーシアム企業のどちらが加入となりますか。	取扱は下記のとおりです。 ・SPCは契約履行保証保険への加入が必須(契約保証金納付の代替) ・その他、第三者賠償、工事保険などは、構成員等が必要に応じて加入 ・火災保険など、橋本体がダメージを受けるリスク(事故等による火災その他)に対しては、施設所有者である県が加入する保険(共済)でカバー
37	要求水準書(案)	13	第2	10			保険の付保等	①「・・・、建設工事保険、組立保険又は土木工事保険、第三者賠償責任保険、労災保険等に参加すること。」とあります。これらの保険は、業務を実施する構成企業が加入していれば良いものであり、SPCが新たに加入する必要はないと考えて良いでしょうか。 ②また、保険対象金額は特に示されないことで良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	要求水準書(案)	14	第3	1	表-4			・事業開始はⅡ状態で受け取れますか。 ・事業開始から状態悪化してもⅡ判定の範囲であれば構わないとの判断でよろしいでしょうか。 ・管理水準を満たすべく、計画外に発生した費用の清算対象と考えてよろしいでしょうか。	・各橋梁の状態については、要求水準書の添付資料⑦のとおりです。 ・第2期事業以降の健全性も踏まえた提案を提示していただいたうえで判断していただくことになります。 ・計画修繕工事以外の取り扱いについては、要求水準書(案)に記載のとおりです。
39	要求水準書(案)	16	第3	3			スモールスタートにおける効果検証	第1期事業である本事業で得られた知見や課題を踏まえて第2期事業を別事業として公募されるご想定と思路します。第2期事業の公募においては、本事業の選定事業者が業務内で用いた特殊技術やノウハウなどについて、当該選定事業者の権利、競争上の地位や利益を害さないような配慮がなされると考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	要求水準書(案)	18	第4	1	3)	②	学識経験者会議	学識経験者会議において学識経験者から本業務の事業契約の範囲外に対する改善の意見や要求が提示されるような状況が生じた場合、貴県の責任及び費用の負担において対応されるという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	要求水準書(案)	21	第3	6	1)		橋梁維持管理システム	事業者の対応は登録データの整理・作成までであり、登録する実務は長崎県が実施すると理解して良いでしょうか。	事業者には登録まで行っていただきます。
42	要求水準書(案)	22	第5					維持補修業務に関して、どの登録企業が対応するのか取り決めはあるのでしょうか。	取り決めはありません。
43	要求水準書(案)	24	第5	2	2)	②オ		作業金額が100万円以上は県へ報告・相談とありますが、100万円未満の場合、どのような費用清算となるのでしょうか。一定額での計上となるのでしょうか。	要求水準書(案)P.24～25に記載の内容に基づきます。100万円未満については、事業者の判断により実施することとし、年度末に実績に応じた金額を支払うこととします。
44	要求水準書(案)	25	第5	3				機械電気設備の保守点検に下請けを利用する場合は、SPC発注でしょうか、登録企業でしょうか。登録企業であれば、どの企業でもよろしいのでしょうか。	維持補修業務についての担当企業は定めていません。コンソーシアム内部で、業務の管理体制、事故時の対応などを考慮した最適な体制としてください。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問内容	回答
45	要求水準書(案)	30	第6	5	1)	業務の実施概要	計画修繕工事以外の修繕	「・・・基本として、7橋すべての橋梁に関する、計画修繕工事以外の修繕等の提案を行うことができる。」とあります。もし、計画修繕工事以外の修繕工事が必要であると長崎県と合意できた場合、この追加工事は本事業へ設計変更で追加いただきたい。 又は、競争性確保の観点から、この追加工事が別工事として発注される場合でも、調査結果などを開示した上で、本事業の構成員がこの追加工事への入札に参加できるようにしていただきたい。	ご意見として承ります。
46	要求水準書(案)	31	第7				詳細調査(診断)業務	詳細調査(診断)業務は、必要に応じて追加されるので、契約変更対象となりますでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	要求水準書(案)	34	第8	1	1)			点検や調査の結果によって、2橋以外も対象となることはありますか。	現時点で2橋以外を対象とすることは想定していません。
48	要求水準書(案)	34	第8	1	1)		補修設計の対象	ここで実施する補修業務の対象は、第9修繕工事業務における「計画修繕工事業務」の補修設計(過去の点検で明らかになっている変状に対する補修設計)と、本小項目⑦にあるとおり、本事業で確認された変状に対する補修設計の両方を実施するものと理解して良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	要求水準書(案)	34	第8	1				当初における補修設計の対象は、計画修繕工事における既往成果のないもののみが対象範囲と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	要求水準書(案)	35	第8	2	1)			補修設計の要求水準に関して、健全性Ⅰでしょうか。健全性Ⅱとするのでしょうか。	健全性の回復水準(Ⅰ、Ⅱ判定)の明示はしませんが、健全性の回復水準を高める工夫、劣化スピードを緩やかにするための工夫などを求めます。
51	要求水準書(案)	39	第9	1	5)	①	技術者の専任	関係法令に基づき、塗装、鋼構造、一般土木の工種ごとに技術者を選任させると記載されていますが、関連法令とは具体的に何法(第〇条)が適用されるのでしょうか。また、例えば工事企業の塗装企業と鋼構造企業が同一業者の場合で両方の資格持つ技術者の場合に兼務は可能でしょうか。	技術者の専任は建設業法第26条に基づくものです。 複数の工種の工事の監理技術者等を、各工種に定める資格要件をいずれも満たす技術者に兼務させることについては、要求水準書(案)P39に記載のとおりです。
52	要求水準書(案)	42	第9	2	1)	①		既往成果のない工事内容に関して、見積は困難ではありますが、設計完了後の費用協議と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)添付資料に基づき、想定される工事内容を提案していただくこととなります。そのうえで、本事業で実施する設計をベースに数量を確定させ、現在想定している概算費との差分等からサービス対価を調整する予定です。
53	要求水準書(案)	42	第9	2	1)	①		大島大橋の伸縮装置は、一般土木では取替困難なタイプもあります。どの伸縮装置が取替対象となっているのか明示ください。	要求水準書(案)添付資料③に記載のとおりです。 補修工事については、鋼構造、一般土木いずれの企業で実施しても問題はありません。
54	要求水準書(案)	42	第9	2	1)	表-13	一般土木	照明灯取替は灯具のみの取替でしょうか、照明柱も含まれるのでしょうか。また、灯具はLED照明でしょうか。	要求水準書(案)添付資料③に記載のとおりです。
55	要求水準書(案)	45	第4	3	1)	①	計画修繕工事以外の修繕等の提案	「(b)採用となった緊急工事については本業務において実施することを想定している。」という記載について、採用となった場合には当該緊急工事に係る業務内容及び金額に関して事業契約の変更契約を締結するという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	要求水準書(案)	45	第4	3	1)	①	計画修繕工事以外の修繕等の提案	貴県として計画修繕工事以外の修繕等の提案を採用するかどうかを検討・判断するにあたっての庁内外の手続きや、提案から採用までに係る想定期間などがあればご教示ください。	現時点で、想定期間の提示はできません。
57	要求水準書(案)	45	第9	3	1)	業務の実施概要	計画修繕工事以外の修繕	「・・・基本として、計画修繕工事以外の修繕等の提案を行うことができる。」とあります。もし、計画修繕工事以外の修繕工事が必要であると長崎県と合意できた場合、この追加工事は本事業へ設計変更で追加いただきたい。 又は、競争性確保の観点から、この追加工事が別工事として発注される場合でも、調査結果などを開示した上で、本事業の構成員がこの追加工事への入札に参加できるようにしていただきたい。	ご意見として承ります。